

瀬戸市告示第 39 号

平成 27 年瀬戸市告示第 155 号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成 30 年 3 月 29 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表			別表		
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
規則第 1 条第 1 項第 2 号	<省略>	<p><省略></p> <p><u>個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）</u></p> <p><u>官公署又は個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したも</u></p>	規則第 1 条第 1 項第 2 号	<省略>	<p><省略></p> <p><u>個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</u></p> <p><u>官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請</u></p>

		の（当該書類を申告書又は申請書等と併せて <u>個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。</u> ）			書等と併せて提示又は提出する場合の <u>当該書類</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
規則第2条第2号	<省略>	個人番号利用事務等実施者が <u>過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）</u>	規則第2条第2号	<省略>	個人番号利用事務等実施者が <u>個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類</u>
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が <u>過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。）</u>			官公署又は個人番号利用事務等実施者が <u>個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類</u>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
規則第3条第3項	<省略>	<省略>	規則第3条第2項	<省略>	<省略>

第2号			第2号		
規則第3条第5項	<省略>	<省略>	規則第3条第4項	<省略>	<省略>
規則第3条第6項	<省略>	<省略>	規則第3条第5項	<省略>	<省略>
		所得税法に規定する同一生計配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合			所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかでない場合
		<省略>			<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>